

屋外広告物モデル地区の指定



～ 倉敷駅周辺地区 ～



令和3年4月



目 次

1 屋外広告物モデル地区「倉敷駅周辺地区」の指定区域図	1
(1) 指定区域設定の考え方	1
(2) 基準線から10mの設定の考え方	1
(3) モデル地区の基準	2
(4) モデル地区の区分	2
2 屋外広告物モデル地区「倉敷駅周辺地区」の基本方針	3
(1) 基本方針	3
(2) モデル地区内の許可制度	3
3 屋外広告物モデル地区「倉敷駅周辺地区」の掲出基準	5
(1) 共通基準	5
(2) 総量規制	5
(3) 色彩規制	5
(4) 広告物の種類ごとの許可基準	6
表1 モデル地区「A地区」の掲出基準	6
表2 モデル地区「B地区」の掲出基準	8
表3 モデル地区における適用除外基準	10

1 屋外広告物モデル地区「倉敷駅周辺地区」の指定区域図

倉敷市屋外広告物条例（平成13年倉敷市条例第55号。以下「条例」という。）第27条の規定により、都市の良好な景観又は風致を維持するために、特に必要と認める地域として「倉敷駅周辺地区」を屋外広告物モデル地区（以下「モデル地区」という。）として、令和3年4月1日に指定します。この地区は、倉敷市の広域的な玄関口にふさわしい風格ある景観形成を目指しています。

なお、この地区指定の際、現に適法に表示又は設置されている広告物については、令和13年3月31日までは、現行基準（第3種許可地域の基準）で許可の更新をすることができます。

（1）指定区域設定の考え方

JR倉敷駅と倉敷市中央駐車場は、歩行者の主要な交通拠点であり、JR倉敷駅南口駅前広場の敷地から倉敷川畔美観地区のアクセス主要動線である「倉敷中央通り」の白壁通り交差点までを指定区域とします。

指定区域は道路境界線等を基準線として、10mの範囲を設定します。敷地の一部が、この範囲に係る場合も対象となります。ただし、景観地区と重複する範囲は、景観地区を区域から除くものとします。（下図参照）

（2）基準線から10mの設定の考え方

沿道から容易に望見できる建築物の屋外広告物を対象とするため、沿道に面する敷地及び沿道に直接面しないが交差点の奥など、倉敷中央通りの歩道から容易に望見できる範囲として10mを設定します。

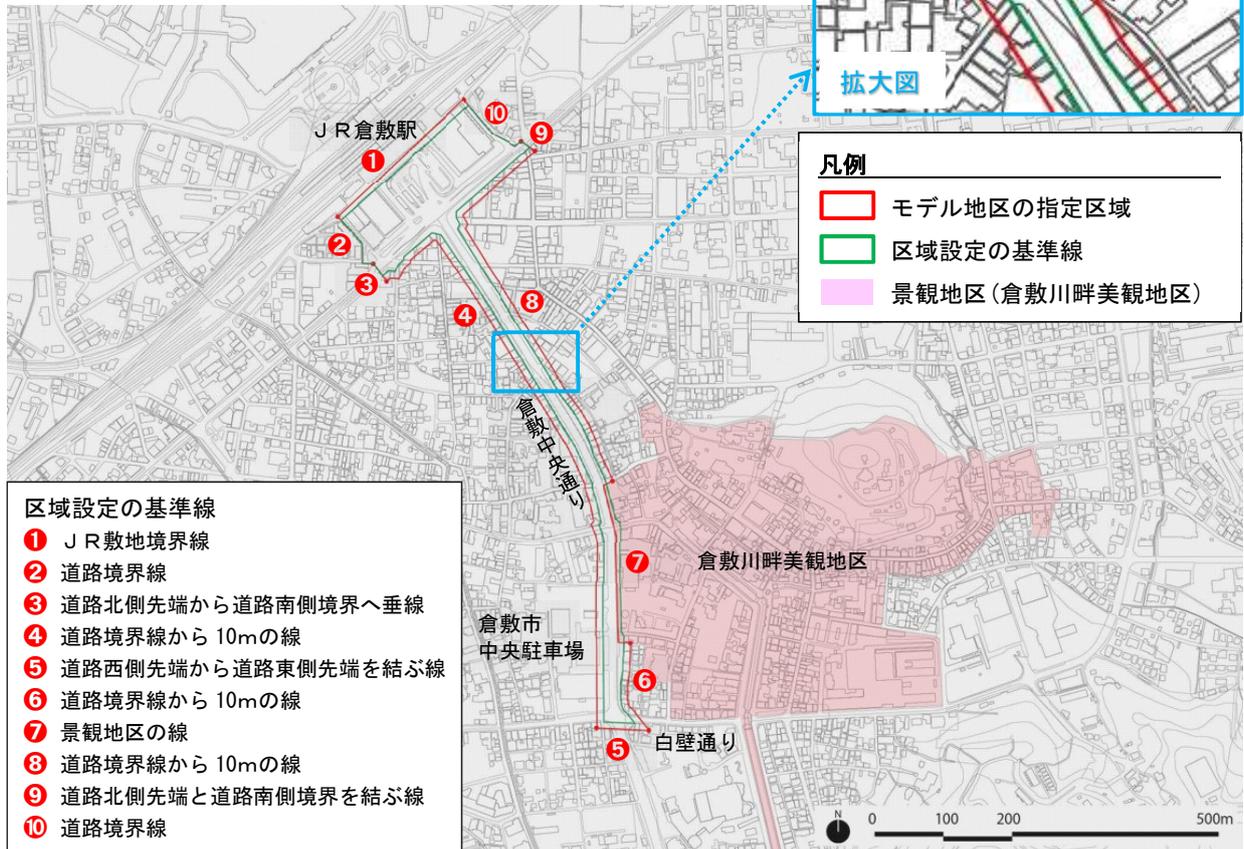


図 モデル地区の指定区域及び区域設定の基準線

(3) モデル地区の掲出基準

条例に基づき、モデル地区の広告物及び掲出物件に関する基本方針及び掲出基準を定めます。

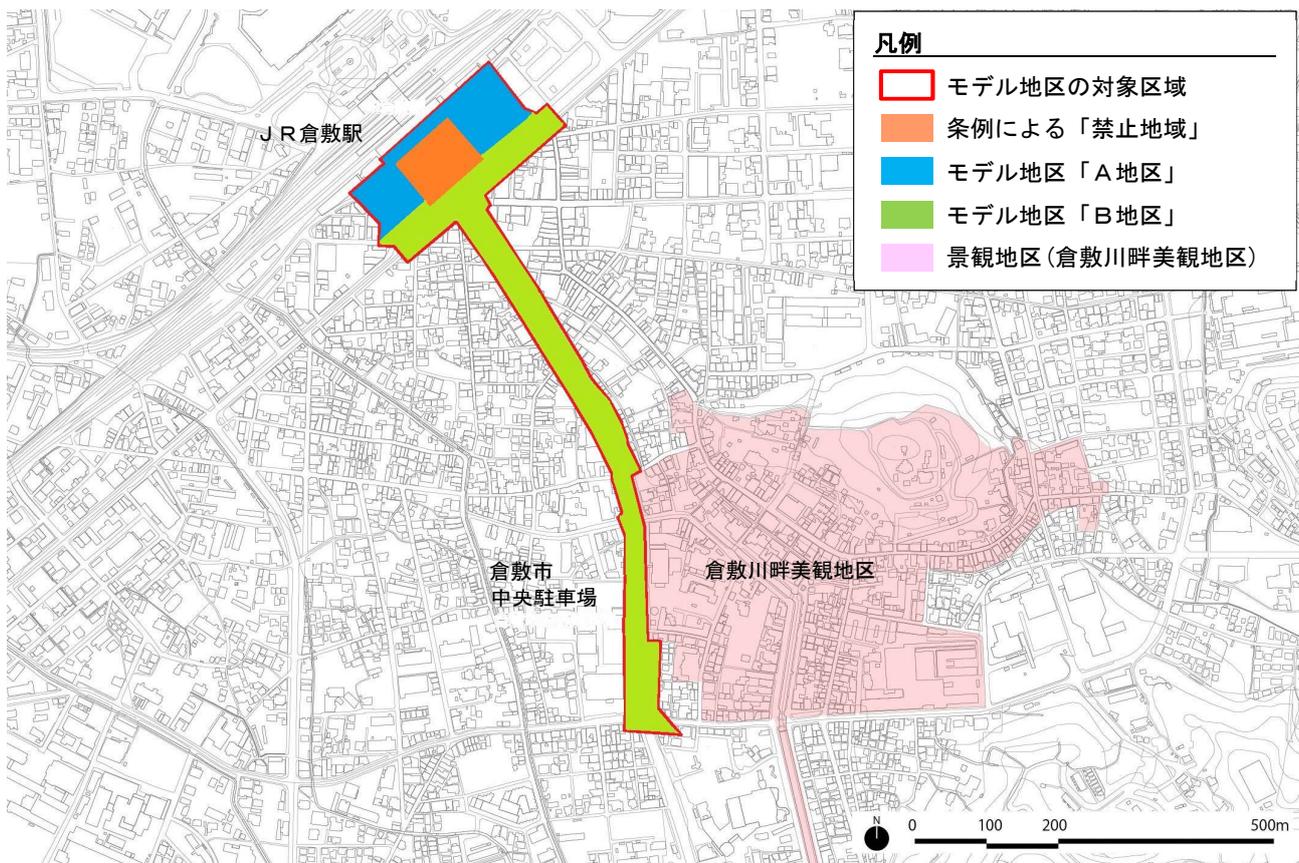
なお、条例による「禁止地域」の指定範囲及び基準はモデル地区の対象外とし、同様に、倉敷中央通りから見えない建築物の壁面もモデル地区の対象外として、第3種許可地域の基準を適用します。

(4) モデル地区の地区区分

モデル地区の指定区域内において、「禁止地域」に指定されているJR倉敷駅南口駅前広場を除く区域を対象に、歩行者の目線の高さに考慮した「A地区」と「B地区」に区分します。

表 モデル地区内の屋外広告物条例に基づく地区区分

対象地	条例による地域	モデル地区	備考
① JR倉敷駅南口駅前広場	禁止地域	—	モデル地区外
② JR倉敷駅南口駅前広場に面する東西の敷地	第3種許可地域	A地区	歩行者の目線は、ペDESTリアンデッキの高さであることを考慮した地区
③ 上記以外の地区		B地区	歩行者の目線は、地上階であることを踏まえた地区



2 屋外広告物モデル地区「倉敷駅周辺地区」の基本方針

倉敷市屋外広告物条例（平成13年倉敷市条例第55号）第28条の規定により、屋外広告物モデル地区である「倉敷駅周辺地区」における広告物及び掲出物件に関する基本方針を定めます。

（1）基本方針

- 倉敷の玄関口として風格ある景観形成を図るため、通りの見通しを印象付ける中高層部には、屋外広告物の掲出を限定させつつ、歩行者目線の低層部には、賑わいを感じさせる屋外広告物を掲出する。
- 中高層部の屋外広告物は、自家広告を中心に建物と一体的なデザインとするとともに、建物のテナント情報は低層部に集約化して掲出し、落ち着いた色彩とすることで、歩行者から見た際のすっきりした景観形成を図る。
- 低層部の屋外広告物は、沿道の店舗や事業者の情報について、壁面広告物や広告塔などの屋外広告物を積極的に掲出することにより、賑わいを生む色彩とすることで、歩いて楽しい景観形成を図る。

（2）モデル地区内の許可制度

モデル地区の指定に伴い、条例による第3種許可地域の許可基準をモデル地区の掲出基準に置き換え、この許可制度の運用を令和3年4月1日より開始します。

なお、A地区及びB地区の許可制度の概要は、下表に示すとおりです。

表1 屋外広告物条例とモデル地区内の許可対象（1/2）

種別	内容・項目	条例 (第3種許可地域)	モデル地区		備考
			A地区	B地区	
共通基準	景観に係る定性基準	許可	許可	許可	
総量規制	表示面積は壁面面積の1/2以下	許可	許可	許可	
色彩規制	広告物の種類ごとに基準を設定	許可	許可	許可	モデル地区独自の基準を設定 (現状は商業地域のため適用除外)

表2 屋外広告物条例とモデル地区内の許可対象（2/2）

種別	内容・項目	条 例 (第3種許可地域)	モデル地区		備考
			A地区	B地区	
広告物の種類ごとの許可基準	A 屋上広告物	許可	許可	禁止	
	B 突出し広告物	許可	許可	許可	
	C 壁面広告物	許可	許可	許可	
	D 壁面利用懸垂幕	許可	許可	禁止	
	E 懸垂幕掲出装置	許可	許可	禁止	
	F 建物敷地内広告	許可	許可	許可	
	G 野立広告物	許可	許可	許可	
	H 近隣店舗等案内広告	許可	許可	許可	
	I その他の道標案内板	許可	許可	許可	
	J はり紙、はり札等	許可	許可	許可	
	K 立看板等	許可	許可	許可	A地区：文化活動等に限る
	L 電柱類広告物	許可	禁止	禁止	
	M 停留所標識利用広告	許可	—	—	モデル地区内：非該当
	N 消火栓標識利用広告	許可	禁止	禁止	
	O 車体広告物 (路線バス)	許可	—	—	モデル地区内：非該当
	P 横断幕	許可	許可	許可	
	Q アーチ	許可	禁止	禁止	
R アドバルーン	許可	許可	許可		

3 屋外広告物モデル地区「倉敷駅周辺地区」の掲出基準

倉敷市屋外広告物条例（平成13年倉敷市条例第55号）第29条の規定により、屋外広告物モデル地区である「倉敷駅周辺地区」の基本方針に基づき、モデル地区における広告物の表示又は掲出物件の設置の基準を定めます。（※経過措置期間：1頁による）

(1) 共通基準

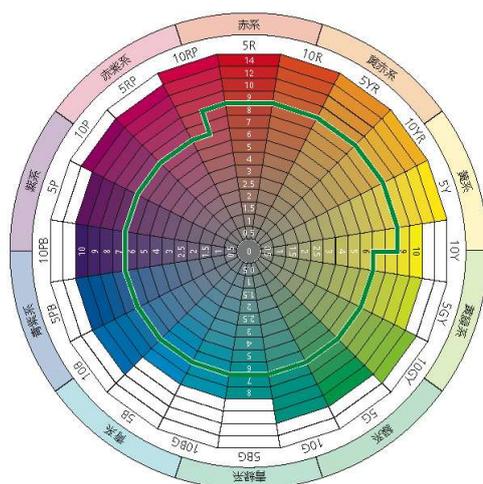
一般基準	ア 周囲に優れた建造物又は景観があることなどにより、特に景観に配慮する必要がある地域にあつては、当該建造物又は景観を遮へいすることなく、かつ、周囲の景観に調和していること。
	イ 裏面、側面及び脚部は、原則として塗装その他の装飾により、良好な景観を整えたものであること。
	ウ ネオン管その他の照明を使用する広告物等は、屋間においても良好な景観又は風致を害さないこと。

(2) 総量規制

区 域	総量規制の基準
モデル地区	建築物に表示し、又は設置する広告物等（建物利用広告物に限る。）の総表示面積は、当該建築物の総壁面面積（壁面のうち、地上から51mまでの高さの壁面の合計をいう。）の2分の1以下であること。

(3) 色彩規制

表示面積の2分の1以上は、下記の範囲内の色彩基準とします。なお、表示面積が1㎡以下の小規模な広告物については、派手すぎない淡い色彩表現のものであれば、周辺景観への影響に配慮した上で、下記以外の色彩を用いることができることとします。



凡例
 地色（表示面積の1/2以上）の許容範囲

別表 色彩基準（マンセル値）

対象部位	色 相	明 度	彩 度
表示面積の2分の1以上（地色）	暖色系の10RP（OR）～10Y（OGY）の場合	制限なし	8以下
	その他の場合		6以下
	無彩色（白～黒）		使用可

(4) 広告物の種類ごとの許可基準

モデル地区の「A地区」については、条例による許可基準を下表の掲出基準に置き換えるほかに、ペDESTリアンデッキに面する全ての屋外広告物は、原則、都市景観審議会の議を経て許可することとなります。

なお、都市景観審議会は、奇数月第4火曜日の開催のため、2週間前に資料提出が必要です。

表1 モデル地区「A地区」の掲出基準

種別		許可・禁止	許可に伴う規定する基準の項目
A 屋上広告物		許可	①必要最小限の表示とすること。
B 突出し広告物		許可	①広告物の上端の高さは地上から13m以下とすること。
			②建築物の上端から突き出さないこと。
			③壁面からの出幅1.5m以下とすること。
			④道路面からの広告物の下端の高さは、歩道上では2.5m以上、歩車道の区分のない道路上又は車道上4.5m以上であること。
			⑤道路上に突き出す場合は、道路の境界線から0.6m未満(歩道上は1.0m未満)とすること。
			⑥1事業所当たり1基とすること(道路に2面以上面する場合は、それぞれの面に1基)。
			⑦別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。
C 壁面広告物		許可	⑧建物の広告物の総表示面積の規制の基準を満たすこと。
			①広告物の上端の高さは地上から13m以下とすること。
			②1壁面(高さ13m以下の部分)の利用割合限度を満たすこと。 ・100㎡未満:壁面の1/2以下 ・100㎡以上200㎡未満:壁面の1/3以下又は50㎡以下 ・200㎡以上:壁面の1/4以下又は67㎡以下
			③壁面の上端及び側端から突き出さないこと。
			④窓その他の開口部をふさがないこと。
			⑤意匠及び広告文が同一のものは、1壁面に1個とする。
			⑥別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。
D 壁面利用懸垂幕		許可	⑦建物の広告物の総表示面積の規制の基準を満たすこと。
			①規格は下記を満たすこと。 ・長さ15m以下、幅1.5m以下
			②1壁面に設置することができる個数は4個以下とすること(意匠及び広告文が同一のものは1個)。
			③1壁面の利用割合限度、広告物の上端の地上からの高さは、「C壁面広告物」の基準を適用する。
			④許可期間は1箇月以内とすること。
			⑤別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。
E 懸垂幕掲出装置		許可	⑥建物の広告物の総表示面積の規制の基準を満たすこと。
			①自己の店舗、事業所等の建築物の壁面に自己の営業内容等を表示する懸垂幕を掲出する装置に限る。
			②許可期間は1年以内とすること。
F 建物敷地内 広告		許可	③その他については、壁面利用懸垂幕の基準を満たすこと。
			①表示面積は一方の面35㎡以下かつ70㎡以下とすること(集合広告の場合を含む)。
			②高さは13m以下とすること。*表示面が広告板や広告塔の上端より低い場合でも、上端の高さが広告板や広告塔の高さである。
			③別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。

	b 垣、塀 広告物		①「B 突出し広告物」、「C 壁面広告物」の基準を満たすこと。
	c のぼり、 旗		②別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。
G 野立広告物		許可	①道路の路肩から 5m 以内に設置する場合は、相互の間隔を 5m 以上とすること（3 本以下の場合を除く）。
			②別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。
			③許可期間は 1 箇月以内とする。
H 近隣店舗等案内広告		許可	①広告物の高さは 13m 以下とすること。
			②表示面積は一方の面が 25 m ² 以下かつ、50 m ² 以下とすること。
			③別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。
			④近隣の店舗、工場、事業所等の案内誘導を目的とするもので、当該店舗、工場、事業所等が主要な道路に接していない等の場合で、その表示又は設置が特にやむを得ないと市長が認める場合に限る。
			⑤表示内容は、名称、事業内容、方向、距離等の案内誘導をするのに必要な最小限の事項（商品名を除く）を表示するものであること。
			⑥上端の高さは 3m 以下とすること。
I その他の道標案内板		許可	④長方形に限る。
			⑤表示面積は、一方の面 2 m ² (3 m ²)以下かつ 4 m ² (6 m ²)以下とすること。 *カッコ内は集合の場合
			⑥別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。
			①表示内容は、商業広告その他営利を目的とするものでないこと。
			②表示面積は、6 m ² 以下とすること。
J はり紙、はり札等		許可	③寄贈者名等の表示割合は、1 面の 10 分の 1 以下とすること。
			④上端の高さは、道路面から 3m 以下とすること。
			⑤別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。
K 立看板等		許可	①表示面積は 1 m ² 以下とすること。
			②はり紙は、糊張りしないこととし、押しピン、セロテープ等でとめること。
			③許可期間は、1 箇月以内とすること。
L 電柱類広告物		禁止	①表示内容は、政治活動、文化活動その他営利を目的としない活動のために表示するものに限ること。
			②規格は、縦 2m 以下、横 1m 以下、脚部の長さ 0.5m 以下とすること。
M 停留所標識利用広告		禁止	－
N 消火栓標識利用広告		禁止	－
O 車体広告物 (路線バス)	全面広告	-	-
	その他 広告		
P 横断幕		許可	①下端の高さは 4.5m 以上とすること。
			②設置場所幅員は 9m 以下とすること。
			③表示内容は公共的な目的のものに限ること。
			④別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。
			⑤表示期間は 2 週間以内とすること。
Q アーチ		禁止	－
R アドバルーン		許可	①気球は、倉敷市火災予防条例の規格及び基準に適合し、直径 3m 以下、高度 45m 以下であること。
			②広告物は、縦 15m 以下の鋼網に布片で表示し、主網に十分連結すること。
			③別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。
			④許可期間は 1 箇月以内とすること。

表2 モデル地区「B地区」の掲出基準

種別		許可・禁止	許可に伴う規定する基準の項目
A 屋上広告物		禁止	-
B 突出し広告物		許可	① 広告物の上端の高さは地上から 9m 以下とすること。
			② 建築物の上端から突き出さないこと。
			③ 壁面からの出幅 1.5m 以下とすること。
			④ 道路面からの広告物の下端の高さは、歩道上では 2.5m 以上、歩車道の区分のない道路上又は車道上 4.5m 以上であること。
			⑤ 道路上に突き出す場合は、道路の境界線から 0.6m 未満（歩道上は 1.0m 未満）とすること。
			⑥ 1 事業所当たり 1 基とすること（道路に 2 面以上面する場合は、それぞれの面に 1 基）。
			⑦ 別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。
C 壁面広告物		許可	⑧ 建物の広告物の総表示面積の規制の基準を満たすこと。
			① 広告物の上端の高さは地上から 9m 以下とすること。
			② 1 壁面（高さ 9 m 以下の部分）の利用割合限度を満たすこと。 ・ 100 m ² 未満：壁面の 1/2 以下 ・ 100 m ² 以上 200 m ² 未満：壁面の 1/3 以下又は 50 m ² 以下 ・ 200 m ² 以上：壁面の 1/4 以下又は 67 m ² 以下
			③ 壁面の上端及び側端から突き出さないこと。
			④ 窓その他の開口部をふさがないこと。
			⑤ 意匠及び広告文が同一のものは、1 壁面に 1 個とする。
			⑥ 別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。
⑦ 建物の広告物の総表示面積の規制の基準を満たすこと。			
D 壁面利用懸垂幕		禁止	-
E 懸垂幕掲出装置		禁止	-
F 建物敷地内 広告	a 広告板、 広告塔	許可	① 表示面積は一方の面 35 m ² 以下かつ 70 m ² 以下とすること（集合広告の場合を含む）。
			② 高さは 9 m 以下とすること。 * 表示面が広告板や広告塔の上端より低い場合でも、上端の高さが広告板や広告塔の高さである。
	b 垣、塀 広告物		③ 別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。
			① 「B 突出し広告物」、「C 壁面広告物」の基準を満たすこと。
			② 別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。
			c のぼり、 旗
② 別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。			
G 野立広告物		許可	③ 許可期間は 1 箇月以内とする。
			① 広告物の高さは 9 m 以下とすること。
			② 表示面積は一方の面が 25 m ² 以下かつ、50 m ² 以下とすること。
H 近隣店舗等案内広告		許可	③ 別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。
			① 近隣の店舗、工場、事業所等の案内誘導を目的とするもので、当該店舗、工場、事業所等が主要な道路に接していない等の場合で、その表示又は設置が特にやむを得ないと市長が認める場合に限る。
			② 表示内容は、名称、事業内容、方向、距離等の案内誘導をするのに必要な最小限の事項（商品名を除く）を表示するものであること。
			③ 上端の高さは 3m 以下とすること。
			④ 長方形に限る。

		⑤表示面積は、一方の面 2㎡(3㎡)以下かつ 4㎡(6㎡)以下とすること。 *カッコ内は集合の場合	
		⑥別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。	
I その他の道標案内板	許可	①表示内容は、商業広告その他営利を目的とするものでないこと。	
		②表示面積は、6㎡以下とすること。	
		③寄贈者名等の表示割合は、1面の10分の1以下とすること。	
		④上端の高さは、道路面から3m以下とすること。	
		⑤別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。	
J はり紙、はり札等	許可	①表示面積は 1㎡以下とすること。	
		②はり紙は、糊張りのしな ^り ないこととし、押しピン、セロテープ等でとめること。	
		③許可期間は、1箇月以内とすること。	
K 立看板等	許可	①規格は、縦 2m 以下、横 1m 以下、脚部の長さ 0.5m 以下とすること。	
L 電柱類広告物	禁止	-	
M 停留所標識利用広告	-	-	
N 消火栓標識利用広告	禁止	-	
O 車体広告物 (路線バス)	全面広告	-	-
	その他 広告		
P 横断幕	許可	①下端の高さは 4.5m 以上とすること。	
		②設置場所幅員は 9m 以下とすること。	
		③表示内容は公共的な目的のものに限ること。	
		④別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。	
		⑤表示期間は 2 週間以内とすること。	
Q アーチ	禁止	-	
R アドバルーン	許可	①気球は、倉敷市火災予防条例の規格及び基準に適合し、直径 3m 以下、高度 45m 以下であること。	
		②広告物は、縦 15m 以下の鋼網に布片で表示し、主網に十分連結すること。	
		③別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。	
		④許可期間は 1 箇月以内とすること。	

(5) 適用除外 (条例6条)

A地区及びB地区の掲出基準のうち、下記の適用除外基準を満たすものは、社会生活を営む上で最小限必要な広告物等と考えられるため、許可手続きを省略できます。

(※下記の基準を超えるものは、許可手続きが必要となります。)

なお、A・B地区ともに掲出基準を超える場合は、原則、許可されません。しかし、良好な都市景観を形成するものとして、都市景観審議会が認めたものについては許可することが可能となる場合があります。

表3 モデル地区における適用除外基準

番号 (項・号)	内容	基準												
1-4	公益的施設等への寄贈者名等表示広告のモデル地区における適用除外・許可不要基準	①個数は1個とすること。 ②表示面積は、外郭線内面積の10分の1以下かつ、0.5㎡以下とすること。 ③別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。												
2-1	自家広告のモデル地区における適用除外・許可不要基準	①1事業所当たりの表示合計面積は、1㎡以下とすること。 ②屋上広告物の設置は不可とすること。 ③敷地外への突き出しは不可とすること。 ④1事業所当たり1個以下とすること。 ⑤1壁面の利用割合限度は2分の1以下とすること。 ⑥別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。 ⑦以上に掲げる基準のほか、禁止地域及びA地区、B地区の基準を満たすこと。												
2-2	管理広告のモデル地区における適用除外・許可不要基準	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">(1)土地又は建築物の管理のために必要な広告物</td> <td>①表示合計面積は1㎡以下とすること。</td> </tr> <tr> <td>②個数は2個以下とすること。</td> </tr> <tr> <td>③設置場所は建物(屋上を除く)及び敷地内、敷地の外に突き出さないこと。</td> </tr> <tr> <td>④広告物の上端の高さは3m以下とすること。</td> </tr> <tr> <td>⑤別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。</td> </tr> <tr> <td>⑥別表の一般基準を満たすこと。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(2)工作物その他の物件の管理のために必要な広告物</td> <td>①表示面積は外郭線内面積の5分の1以下かつ、1㎡以下とすること。</td> </tr> <tr> <td>②個数は2個以下とすること。</td> </tr> <tr> <td>③別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。</td> </tr> <tr> <td>④別表の一般基準を満たすこと。</td> </tr> </table>	(1)土地又は建築物の管理のために必要な広告物	①表示合計面積は1㎡以下とすること。	②個数は2個以下とすること。	③設置場所は建物(屋上を除く)及び敷地内、敷地の外に突き出さないこと。	④広告物の上端の高さは3m以下とすること。	⑤別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。	⑥別表の一般基準を満たすこと。	(2)工作物その他の物件の管理のために必要な広告物	①表示面積は外郭線内面積の5分の1以下かつ、1㎡以下とすること。	②個数は2個以下とすること。	③別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。	④別表の一般基準を満たすこと。
(1)土地又は建築物の管理のために必要な広告物	①表示合計面積は1㎡以下とすること。													
	②個数は2個以下とすること。													
	③設置場所は建物(屋上を除く)及び敷地内、敷地の外に突き出さないこと。													
	④広告物の上端の高さは3m以下とすること。													
	⑤別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。													
	⑥別表の一般基準を満たすこと。													
(2)工作物その他の物件の管理のために必要な広告物	①表示面積は外郭線内面積の5分の1以下かつ、1㎡以下とすること。													
	②個数は2個以下とすること。													
	③別表の色彩基準(P.5)を満たすこと。													
	④別表の一般基準を満たすこと。													
2-3	冠婚葬祭、祭礼等一時的広告のモデル地区における適用除外・許可不要基準	①表示期間は2週間以内とすること(市長がやむを得ないと認めるときは、1箇月以内で市長が定める期間)。 ※冠婚葬祭や祭礼等において、慣例に従って表示するものを適用除外とする。町内会等が主催の営利を目的としない行事(盆踊り、運動会等)で表示する広告物を含む。												
2-4	講習会等会場敷地内広告のモデル地区における適用除外・許可不要基準	①広告物等の種類は、屋上広告物でないこと。 ②表示内容は、催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等当該催物の案内に必要な事項(商品名を除く)に限る。 ③表示期間は、開催される日の5日前から終了する日までとする。 ④のぼり及び旗は、道路の路肩から5m以内に設置する場合には、相互の間隔を5m以上とすること。ただし、設置する本数が3本以下の場合、この限りではない。												



倉敷市
KURASHIKI

屋外広告物モデル地区の指定（倉敷駅周辺地区）

発行年月 令和3年4月

発行 倉敷市都市計画部都市計画課都市景観室

〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地

Tel.086-426-3494 Fax.086-421-1600

E-mail 【keikan@city.kurashiki.okayama.jp】

IIP 【<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/keikan>】